

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年5月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和4年8月17日 09時30分ごろ
発生場所	千葉県館山市船形漁港南方沖 船形港西防波堤灯台から真方位177°990m付近 （概位 北緯35°00.8′ 東経139°50.7′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、燃料不足で船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.85m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、2馬力
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南流約1.0ノット
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者2人が乗り、シュノーケリングを行う目的で、船形漁港北西方の海岸から館山市沖ノ島に向けて南進中、徐々に速力が落ちて船外機が停止した。</p> <p>操縦者は、燃料タンクの燃料がなくなっていることを認めた後、オールを使用して航行を続けようとしたが、風潮流の影響で思うように航行できず、陸岸に接近していたので危険を感じ、118番通報を行い、来援した巡視艇に給油をしてもらい出航地へ戻った。</p> <p>操縦者は、本船を購入後の初めての航海であり、同乗者2人を乗せた場合の航続可能距離が分からないまま、容量0.9ℓの燃料タンクが一杯であれば往復できると思って出航したものの、予想以上に燃料を消費してしまったと思っていた。</p> <p>操縦者は、予備の燃料タンクを搭載していなかった。</p> <p>操縦者は、航行中、燃料の残量を確認していなかった。</p>
分析	本船は、操縦者が、同乗者2人を乗せた場合の航続可能距離が分からないまま、容量0.9ℓの燃料タンクが一杯であれば往復できると思って出航したものの、予想以上に燃料を消費していたことから、燃料タンクが空になって船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、操縦者が、同乗者2人を乗せた場合の航続可能距離が分からないまま、容量0.9ℓの燃料タンクが一杯であれば往復できると思って出航したものの、予想以上に燃料を消費していたため、燃料タンクが空になって船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操縦者は、ミニボートを購入後、航続可能距離を確認すること。</li><li>・ 操縦者は、同乗者を乗船させる場合、予想以上に燃料を消費することに留意し、航行中は逐次燃料の残量を把握すること。</li><li>・ 操縦者は、出航前に予備の燃料を搭載すること。</li></ul>